

成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴う成人式の取扱について

令和4年4月1日に施行の改正民法により成人の年齢が20歳から18歳に引き下げられることを受け、令和4年度（2022年）以降の成人式について、滋賀県内の全市町が現状の年齢を維持する方向であることを考慮した上で、以下のとおり取りまとめましたのでご報告いたします。

1、対象年齢について・・・現行どおり「20歳」

【理由】

- ・ 飲酒や喫煙等が可能となるのは20歳であり、20歳未満を含め混在もしくは年齢を引き下げて開催することで、飲酒や喫煙等を助長し不適切な事案が発生する可能性がある。
- ・ 現状では20歳から実名報道や顔写真が掲載されるなど少年法の適用がなくなる。
- ・ 18歳を対象とした場合には、初回は3学年（18歳、19歳、20歳）を対象としたもよう催し物を開催する必要があり、開催する施設を確保することが困難である。
- ・ 18歳の多くが高校3年生であり、受験や就職活動など時間的な余裕がなく進路に関わる大切な時期であることを踏まえると、本人や保護者への負担が大きい。
- ・ 日本財団が2019年1月に実施した18歳意識調査では、74%がこれまでどおりの20歳での実施希望であった。

2、開催時期について・・・現行どおり（1月の成人の日を含む3連休）

3、名称について・・・「新成人のつどい」から「（仮称）20歳（はたち）のつどい」に変更

【理由】

- ・ 成人年齢引き下げにより名称を（仮称）20歳（はたち）のつどいと改める。

4、開催場所について・・・現行どおり（ハーティーセンター秦荘大ホール）

5、周知について・・・町公式ホームページに掲載

【方法】

- ・ 9月中旬ごろに愛荘町公式ホームページにおいて掲載し周知を図る。